

# 自動車売買契約書

一般財団法人福井県産業会館（以下「甲」という。）と、〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、甲乙間の売買契約に関して、以下のとおり合意した。

## 第1条（売買契約）

甲は、乙に対し、甲所有の下記自動車（以下「本件自動車」という。）を売り渡し、乙はこれを買受ける。

記

登録番号	福井 300	16-85
車名	マツダ（アクセラ）	
型式・年式	Z Y型	
車体番号	B K 5 P	-219798

## 第2条（売買代金の額）

本件自動車の売買代金は、自動車本体価格金 〇〇〇 円（取引にかかる消費税の額および地方消費税の額金 円を除く。）、自動車リサイクル預託金金 11,380 円および自動車税（月割り額）金 16,500 円を合算した額とする。

## 第3条（売買代金の支払時期およびその方法）

乙は、甲に対して、次の各号のとおり第2条の売買代金を支払う。

- 令和3年〇月〇日までに、甲が指定する金融機関の指定口座に振り込む方法で支払う。
- 振込手数料は乙の負担とする。

## 第4条（引渡し）

甲は、第2条の売買代金納入確認後に引き渡す。

## 第5条（所有権の移転時期）

本件自動車の所有権は、第2条の売買代金の納入時に、甲から乙に移転する。

## 第6条（名義の変更手続等）

- 甲は、乙に対して、本件自動車の取扱説明書、自動車検査証および名義変更手続に要する書類を、第4条の引渡し時に交付する。
- 引渡しから2週間以内に、乙は名義変更を行い、手続完了後に名義変更後の自動車検査証の写しを甲に提出する。

**第7条（その他）**

- 1 売買契約、名義変更手続、輸送等に要する費用は、乙の負担とする。
- 2 現状引渡しとし、故障等について甲は一切責任を負わない。

**第8条（協議）**

本契約に関して、疑義が生じた場合または定めのない事由が生じた場合には、両当事者は、信義誠実の原則に従い協議を行う。

以上本契約の締結の証として、本契約書2通を作成し、双方記名捺印の上各自1通を保有する。

令和3年〇月〇〇日

甲 代表者 福井市下六条町 103  
一般財団法人福井県産業会館  
理事長 西村 利光

乙 住所 ○ ○ ○ ○  
氏名 ○ ○ ○ ○